

認可保育所の指導検査について (保育園での事故を防ぐために)



東京都 福祉局 指導監査部

指導第二課 保育施設検査担当





保育園での事故を防ぐために

<令和5年度保育施設指導検査等実施方針から抜粋>

ア 保育所保育指針の徹底

- (ア) 子供の人権に十分配慮するとともに、子供一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- (ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- (イ) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 食事時の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (ウ) プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- (エ) 上記(ア)から(ウ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ) 食中毒・感染症(特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス)予防対策が徹底されているか。



乳幼児突然死症候群の予防①

- ◆ 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。
- ◆ 乳幼児のそばを離れない。
- ◆ 乳児を寝かせる時は、仰向け寝を徹底する。

1歳児以上でも、子供の家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる等、子供の安全確認をきめ細かく行う。
- ◆ 保護者との緊密なコミュニケーションを取る。
 - 家庭での子供の様子、睡眠時の癖、体調等を保護者から聞き取る。
 - 預かり始めの時期や体調不良明けは特に注意して聞き取る。



乳幼児突然死症候群の予防②

- ◆ 睡眠時チェックをきめ細やかにを行い、記録する
 - 0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい間隔。
 - 預かり始めの時期は特に注意してチェックする。
 - 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェック。
 - 人任せにしないよう、チェックする担当者を明確にする。
 - チェック項目（児童の寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態、体温）
 - 乳幼児の体に触れて確認する。



乳幼児突然死症候群の予防③ 及び睡眠中の事故防止



◆ その他の睡眠中の事故

- 睡眠中に児童が死亡する原因には、乳幼児突然死症候群という病気のほか、**窒息などによる事故**がある。乳幼児突然死症候群の予防策は、窒息などその他の睡眠中の事故防止にもつながる。

【窒息リスク除去方法】

① やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。② ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。③ 口の中に異物がないか確認する。④ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。⑤ 児童の数、職員の数に合わせ、定期的に児童の呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

◆ 「東京都教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会報告書」

- 事業所内保育施設で午睡中にうつぶせ寝で寝かされた1歳児の死亡事故から私たちが学ぶ、1歳児の保育と低年齢児に対する丁寧な保育の大切さについて（平成29年3月8日）
- 個人で長く運営し、繰り返し改善指導が行われていた24時間運営のベビーホテル（認可外保育施設）で夜間の時間帯に発生した睡眠中の死亡事故（平成30年3月28日）

児童の状況に応じた食事の提供①

- ◆ 適切な献立内容・調理方法に沿った食事を提供すること。
 - 献立表には、給与栄養量、素材等を記入する。
 - 乳児及び1歳以上3未満児の給食は、食材料の選定、調理方法等に配慮する。
 - 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。
 - 食物アレルギー、障害のある子供等については、一人一人の子供の心身の状況に応じた献立を作成する。
- ◆ 児童の状況に応じて配慮すること。
 - かかりつけ医、嘱託医等の指示や連携の下、保護者とも協力して適切に対応する(生活管理指導表等に基づく対応が必須)。
 - アレルギー対応について、個別トレイの使用や職員の役割分担の明確化等により、誤食事故の防止に努める。



児童の状況に応じた食事の提供②

◆ 人的エラーを減らす方法の例（食物アレルギー対応）

- 材料等の置き場所、調理する場所が紛らわしくないようにする。
- アレルギー児の食事を調理する担当者を明確にする。
- 材料を入れる容器、食事を提供する容器、トレイの色や形を変える。
- 調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとる。
 - 食事中は職員が側から離れないようにする。人手が手薄な土曜日には特に注意する。



児童の状況に応じた食事の提供③

- ◆ 島根県松江市の死亡事例：令和2年2月（認定こども園）
4歳児が、節分の行事中に豆を喉に詰まらせて死亡
- ◆ 大阪府大阪市の死亡事例：令和2年2月（認可保育所）
1歳児が、給食中にりんご等を喉に詰まらせて死亡
- ◆ 東京都八王子市の死亡事例：令和2年9月（認定こども園）
4歳児が、給食中に直径3cmのブドウを喉に詰まらせて死亡
- ◆ 北海道芽室町の事故事例：令和3年6月（認可保育所）
1歳児が、給食中にパンを喉に詰まらせて心肺停止
- ◆ 愛知県の死亡事例：令和3年6月（認可外保育施設）
1歳児が、お昼の時間帯にパンを喉に詰まらせて死亡

※令和4年3月「愛知県認可外保育施設等における重大事故に関する検証委員会報告書」によると、パンの誤嚥による窒息の可能性が高いとされている。






児童の状況に応じた食事の提供④

◆ 誤嚥等による窒息のリスクとなるものの例

(3) 誤嚥・窒息につながりやすい食べ物の調理について

① 給食での使用を避ける食材

食品の形態、特性	食材	備考
球形という形状が危険な食材 (吸い込みにより気道をふさぐことがあるので危険)	プチトマト 	四等分すれば提供可であるが、保育園では他のものに代替え
	乾いたナッツ、豆類(節分の鬼打ち豆)	
	うずらの卵	
	あめ類、ラムネ	
	球形の個装チーズ 	加熱すれば使用可
粘性が高い食材 (含まれるでんぷん)	ぶどう、さくらんぼ 	球形というだけでなく皮も口に残るので危険
	餅	

出典:「食品による子どもの窒息事故に関する注意喚起について」(令和2年2月14日付事務連絡)、厚生労働省(平成28年3月)「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

児童の状況に応じた食事の提供⑤

◆ 食事中の事故防止策の例（誤嚥による窒息防止）

- 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、極力使用しない。
 - ・プチトマトは四分割にカットする
 - ・りんごや梨等の果物は離乳食完了期までは加熱する など調理方法を工夫する。
- 子どもの食事に関する情報（発達状況等）を把握する。
- 食事の前に、当日の子どもの健康状態等を確認する。
- ゆっくり落ちついて食べることができるよう、子どもの意思に合ったタイミングで食事を与える。
- 口の中に食べ物が残っていないか注意する。
- 子どもの口に合った量で与える。（1回で多くの量を与えない）
- 汁物などの水分を適切に与える。
- 食事中に眠くなっていないか注意する。





教育・保育施設等における睡眠中及び食事中の事故防止に向けた取組の徹底について

事 務 連 絡

令和5年4月27日

都 府 県 教 育 委 員 会 長 へ

教育・保育施設等における睡眠中及び食事中の事故防止 に向けた取組の徹底について

教育・保育施設等における重大事故の防止について、日頃から御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

4月は進級や新入園等により、各教育・保育施設等(以下「各施設等」という。)において環境が大きく変わる時期です。各施設等での事故の発生を防止するため、従来から、平成28年3月31日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)において、重大事故が発生しやすい場面について、十分な事前教育の実施や、日常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組を示しているところですが、改めて内容を確認の上、取組を徹底いただきますようお願いいたします。

とりわけ、重大事故につながりやすい睡眠中のうつぶせ寝や食事中の誤嚥に



出典:「教育・保育施設等における睡眠中及び食事中の事故防止に向けた取組の徹底について」(令和5年4月27日付こども家庭庁・文部科学省事務連絡)



教育・保育施設等における睡眠中及び食事中の事故防止に向けた取組の徹底について

については、注意すべきポイント等について改めて周知（下記1.）していただくとともに、事故防止のために必要な取組が各施設等において確実に取られるよう、各地方公共団体等において取組を行っていただくようお願いいたします。（下記2.）

(1) 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項

ア 睡眠中

医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと。寝かせ方に配慮を行うこと。

イ 食事中

○職員は、こどもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有すること。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日のこどもの健康状態等について情報を共有すること。

○こどもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をすること。

※りんごや梨等の果物については、咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすいので、（離乳食）完了期までは加熱して提供すること。

ぶどうは、球形というだけでなく皮も口に残るので危険なため、給食での使用を避けること。

汁物などの水分を適切に与えること。

食事中に眠くなっていないか注意すること。



出典：「教育・保育施設等における睡眠中及び食事中の事故防止に向けた取組の徹底について」（令和5年4月27日付こども家庭庁・文部科学省事務連絡）

プール・水遊び

◆ 事故防止対策を徹底して行う。

- **監視者は監視に専念**、監視エリアをくまなく監視する。
- 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- 事故が発生したときに備えて、心肺蘇生などの訓練を行う。

厚生労働省(平成28年3月)「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

平成29年7月 さいたま市(認可保育所)

4歳の女児がプール活動中に死亡。プールの解体作業のため、数分間目を離してしまう。

出典:平成30年5月「特定教育・保育施設等重大事故検証報告書(平成29年8月緑区私立認可保育所)」(さいたま市社会福祉審議会特定教育・保育施設等重大事故検証専門分科会)

◆ 衛生管理を徹底して行う。

- 塩素消毒を行う。排泄が自立していない乳幼児は個別のたらい等を用いて他者と水を共有しない等。

こども家庭庁(平成30年3月(令和5年5月一部改訂))「保育所における感染症対策ガイドライン」





園外保育等①

< 事例 >

◆ 公園での見失い

公園において、保育士が他児の対応で目を離している間に、1歳児が公園を出て行ってしまった。当該児童が道路に出たところ、通行人が気付いて止めた。

◆ 公園での置き去り

保育所に戻った後、児童が1名いないことに気づいた。園内を捜索中に、他の保育所から電話が入り、当該児童を公園に置き去りにしたまま帰園してしまったこと・当該児童が他の保育所によって保護されていたことが判明した。

◆ 保育所から1人で抜け出す

お迎えの時間帯や園庭遊びの時間帯に、児童が園の門扉を自分で開けるなどして、園から抜け出してしまった。





園外保育等②

- ◆ 複数の保育従事職員が、役割分担を決めて対応しているか。
- ◆ 職員間の情報共有がされているか。
 - 子どもの増減を職員間で共有しているか。
- ◆ 園の出発時、目的地への到着時や出発時、帰園時、また、園バス乗降時における子どもの人数確認・置き去り防止を行っているか。
- ◆ 場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等しているか。
 - 園外活動時等の職員体制とその役割分担等を検討し、必要な対策を実施



【参考】「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課

「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」(令和3年8月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)



自動車を運行するとき



- ◆ 園外活動等で自動車を運行するとき、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により、児童の所在を確認しているか。
- ◆ 送迎を目的とした自動車を日常的に運行するとき、ブザー等の安全装置を備え、これを用いて降車時に児童の所在確認をしているか。
(経過措置期間:令和6年3月31日まで)
- ◆ 児童の欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、バス送迎を行うかどうかにかかわらず、保護者への速やかな確認や職員間での情報共有を徹底しているか。

【参考】「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第20条の4、「東京都認証保育所事業実施要綱」12(2)
「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 認可外保育施設指導監督基準7(8)
「こどもの出欠状況に関する情報の確認、バス送迎に当たっての安全管理等の徹底について」(令和4年11月14日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)

置き去り等の事故を防ぐため、

散歩時・バス送迎時等の確認漏れがないようお願いします。



保育の環境設定

◆ 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか



- 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。
- 手先を使う遊びには、部品が外れない工夫をしたものを使用するとともに、その子どもの行動に合わせたものを与える。
- 子どもの誤嚥につながる物は髪ゴムの飾り、キーホルダー、マグネット、ビー玉や石などがある。身につけている場合もあり、これらの除去については保護者を含めた協力を求める。
- 窒息の危険性があった玩具やこれまでに窒息事例があるものと類似の形状の玩具等については、施設・事業所内で情報を共有し、除去することが望ましい。

厚生労働省(平成28年3月)「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」



指導検査の意義

- ☆子供のため …… 保育の質の向上
- ☆保護者のため …… 安心・安全の確保
- ☆園及び職員のため …… リスクマネジメント

今後とも御協力をお願い申し上げます

